2　エネルギー・鉱物資源物品の供給に重大かつ継続的な中断又はその懸念が生ずるときは、一方の締約国は、他方の締約国に対し、協議を要請することができる。ただし、当該協議の要請は、第十九・四条（紛争解決―協議）の規定の適用を妨げない。当該協議の要請が行われる場合には、当該他方の締約国は、当該要請に迅速に応ずるものとし、当該要請が受領された日の後合理的な期間内に、その問題を議論するために協議を開始する。両締約国は、そのような重大かつ継続的な中断又はその懸念の解消に資するためにそれぞれが利用し得る適切な措置を検討し、かつ、講ずるよう努める。

第八・四条　輸出の制限

1　各締約国は、エネルギー・鉱物資源物品の輸出又は輸出のための販売についての禁止又は制限であって、千九百九十四年のガット第十一条2(a)の規定に基づく又は千九百九十四年のガット第二十条(g)の規定に適合してとられるいかなるものも導入し、又は維持しないよう努める。

2　一方の締約国が、千九百九十四年のガット第十一条2(a)又は第二十条(g)の規定に基づくエネルギー・鉱物資源物品の輸出の禁止又は制限を採用する意図を有するときは、次のことを行う。

(a)　他方の締約国のエネルギー及び鉱物資源の安全保障に及ぼし得る悪影響に妥当な考慮を払った上で、当該禁止又は制限を必要な範囲に限定するよう努めること。

(b)　実行可能な限り事前かつ速やかに、他方の締約国に対し、当該禁止又は制限及びその理由を当該禁止又は制限の性質及び予定される期間とともに書面により通報すること。

(c)　他方の締約国の要請に基づき、当該禁止又は制限に関するいかなる事項についても協議のための合理的な機会を他方の締約国に対して提供すること。

注釈　この条のいかなる規定も、両締約国に対し、千九百九十四年のガットの関連する規定に適合しない措置をとることを要求するものと解してはならない。

第八・五条　輸出許可手続及びその運用

一方の締約国が、エネルギー・鉱物資源物品に関し、輸出許可手続を採用し、又は維持する場合には、次のとおりとする。

(a)　自国の法令に従い、透明性があり、かつ、予見可能な方法で実施する。

(b)　申請書の提出のための手続に関する全ての情報、申請者が赴くべき行政機関及び輸出許可の対象とされる産品の表は、できる限り速やかに、他方の締約国及び当該他方の締約国の貿易業者がこれらを知ることができるような方法で公表する。輸出許可手続又は輸出許可の対象とされる産品の表の変更についても、同様とする。

(c)　当該一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、自国の法令に従い、輸出制限の運用についての全ての関連情報を提供する。

(d)　当該一方の締約国は、輸出許可によって割当てを実施している場合には、他方の締約国に対し、割当ての総量及びその変更を通報する。

(e)　当該一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、輸出許可手続に関する規則について当該他方の締約国との協議を行う。

(f)　当該他方の締約国の申請者は、輸出許可の申請が承認されなかった場合において、要請したときは、その理由を示されるものとし、また、当該申請の提出を受けた当該一方の締約国の法令又は手続により異議を申し立て、又は審査を請求する権利を有する。

第八・六条　エネルギー・鉱物資源規制措置

1　各締約国は、この協定の効力発生の日の後に一般に適用されるエネルギー・鉱物資源規制措置を導入するに当たり、商業上の活動に及ぼす影響を考慮し、自国の法令に従い秩序ある衡平な方法で当該措置を実施する。

2　一方の締約国の要請があった場合には、他方の締約国は、一般に適用される新たなエネルギー・鉱物資源規制措置に関する情報を速やかに提供し、質問に応ずる。

3　一方の締約国は、一般に適用される新たなエネルギー・鉱物資源規制措置であって、この章の規定の運用に著しく影響を及ぼす可能性があり、又はこの章の規定に基づく他方の締約国の利益に実質的に影響を及ぼす可能性があると認められるものを採用する場合には、他方の締約国に対し、当該措置の実施の前に又は実施後できる限り速やかに、通報する。

4　一方の締約国が3に規定する新たなエネルギー・鉱物資源規制措置を採用する場合において、当該一方の締約国は、他方の締約国の要請があったときは、当該他方の締約国と協議を行う。当該一方の締約国は、当該他方の締約国が当該協議において提示する見解に対し妥当な考慮を払う。

第八・七条　協力

両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、かつ、利用可能な資源の範囲内で、エネルギー及び鉱物資源の分野における安定的かつ互恵的な関係を強化するための協力を促進する。

第八・八条　エネルギー及び鉱物資源に関する小委員会

1　両締約国は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここにエネルギー及び鉱物資源に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次のことを任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。

(b)　この章の規定に関連する問題について情報を交換すること。

(c)　エネルギー及び鉱物資源の分野における発展を考慮し、この章の規定の見直しを行うこと。

(d)　この章の規定に関連する問題について、適当な場合には、この協定に基づいて設置される他の関連する小委員会と協力して、討議すること。

(e)　適当な場合には、合同委員会に対し小委員会の所見を報告し、勧告を行うこと。

(f)　合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において並びに両締約国が合意する手段によって会合する。

4　小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、両締約国政府の代表者をその共同議長とする。

5　小委員会は、コンセンサス方式により、両締約国政府以外の関係団体の代表者（民間部門の又は地域政府若しくは地方政府の代表者を含む。）であって、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを小委員会の会合に出席するよう招請することができる。

第九章　サービスの貿易

第九・一条　適用範囲

1　この章の規定は、締約国が採用し、又は維持する措置であって、サービスの貿易に影響を及ぼすものについて適用する。当該措置には、次のものを含む。

(a)　サービスの提供に係る措置

注釈　サービスの提供に係る措置には、サービスの提供を行うための条件として金銭上の保証を提供することに関する措置を含む。

(b)　サービスの購入若しくは利用又はサービスに対する支払に係る措置

(c)　サービスの提供に関連して、公衆一般に提供されるサービスへのアクセス及び当該サービスの利用に係る措置

(d)　当該締約国の区域内における他方の締約国のサービス提供者の存在に係る措置

2　この章の規定は、次のものについては、適用しない。

(a)　航空運送サービスに関し、運輸権（いかなる方法で与えられるものであるかを問わない。）に影響を及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置。ただし、次に掲げる事項に影響を及ぼすものを除く。

(i)　航空機の修理及び保守のサービス

(ii)　航空運送サービスの販売及びマーケティング